

(案)  
大阪にふさわしい大都市制度  
“大阪都の実現”

追加資料

道州制について

大阪市以外の市町村の在り方について

平成24年6月15日

(大都市制度推進協議会委員)

大阪府知事 松井 一郎    大阪市長 橋下 徹

## 【本資料の位置づけ】

第二回の協議会(H24.5.17)に提出の『(案)大阪にふさわしい大都市制度“大阪都の実現”』について、第二回協議会での道州制及び大阪市以外の市町村に関する議論を踏まえて追加するもの。

# 道州制と大阪都 ~ 大阪都は関西州へのステップ ~

## 基本的考え方

- ◎ 国の役割を外交、防衛等に重点化し、地方分権を進めた**最終ゴールが関西州**。関西の総力を一つの司令塔のもとに結集して、世界に伍して地域経営を展開
  - (2府5県 (福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) ※近畿経済産業局資料より)
  - ・人口規模 : 21,707千人 ※2009
  - ・GDP : 8,240億ドル (韓国のGDP (9,310億ドル) に匹敵 ※2008)
- ◎ しかしながら、**道州制**は国の統治機構を抜本的に見直すものであり、そのためには、大きなエネルギーが必要。これまで、国レベルでも幾多の議論が続けられてきたが、その**実現に至っていないのが現状**
- ◎ 現在も国や地方で様々な取組みが進められているが、これを実際に実現していくには、**地方自らが自治のかたちを考え、実績を積上げる**ことにより、**道州制に向けた基盤づくりを進めていく必要**。このことが、地方主導の地域の実情にあった分権型の道州制につながる道
- ◎ まずは、道州制に先駆けて、**国と地方、広域自治体と基礎自治体の在り方を、大阪・関西自らで考え、主体的に創り上げていく**
- ◎ こうした取組みを**大阪・関西が自ら実践していく**ことが、国の統治機構の変革、道州制につながるものとする。 **今や“議論”から、“実践”のとき**

## 基本方針

### 【関西広域連合】

- ◎ 府県を超えて広域行政を進めるため、平成22年12月に全国初の府県レベルでの連合として、**関西広域連合**を設立し、広域防災、広域産業振興などに取り組んでいる
- ◎ 今後、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所などの**国の出先機関の受け皿**として、国からの事務権限の移譲に取り組み、関西一体となって広域行政の充実を図っていく

### 【大阪都】

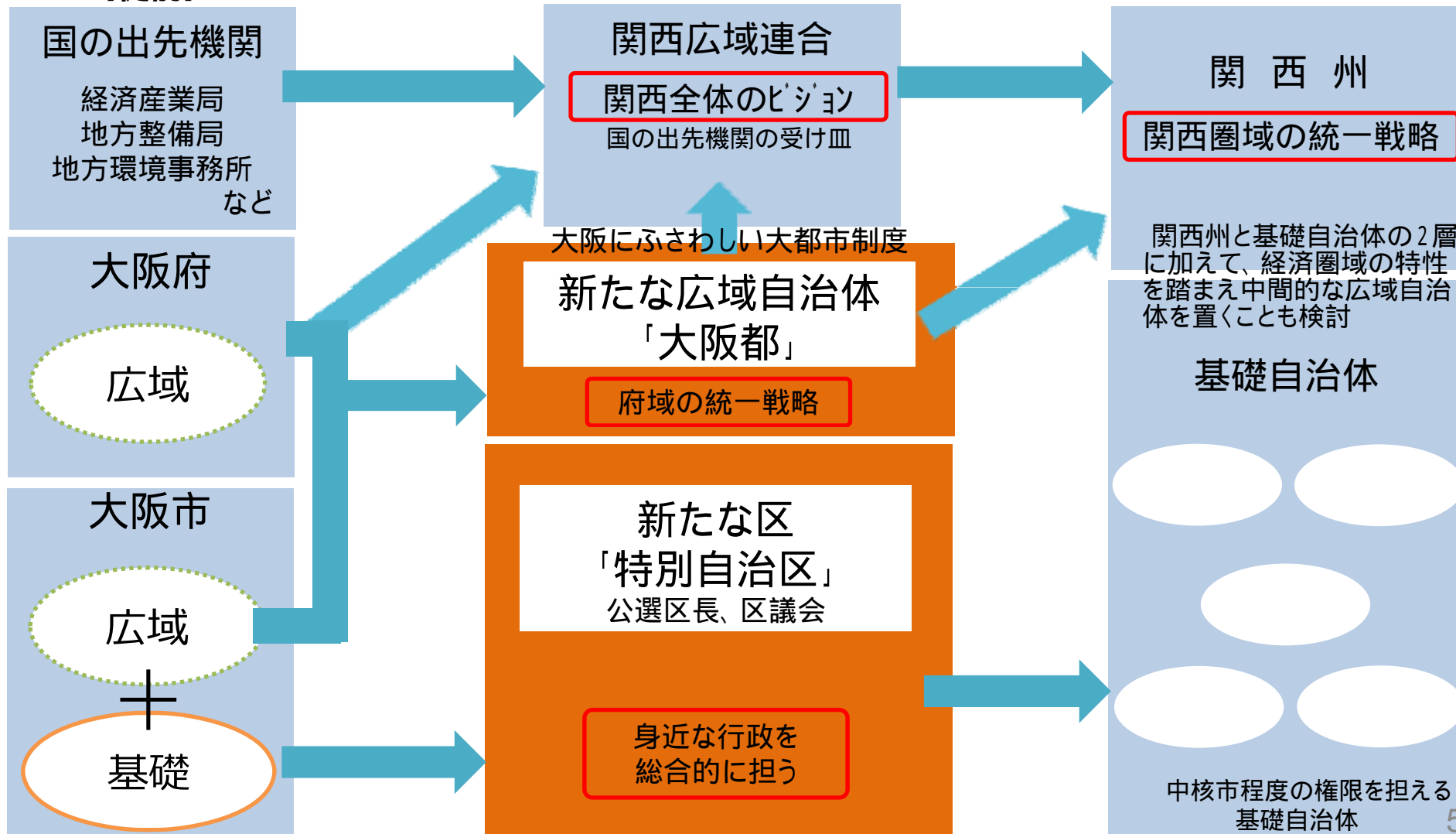
- ◎ 広域自治体と基礎自治体の役割分担の明確化のもと、府市を再編し、**広域機能を一元化**して、**大阪都**を創設（全てを「都」に一元化でなく、最適な経営形態を目指す）
- ◎ あわせて、基礎自治体優先の原則のもと、基礎自治体が**住民に身近な存在**として「自己決定」「自己責任」できるよう、**中核市並みの権限・財源・体制**を備えた**特別自治区**を設置

### 【大阪市以外の市町村】

- ◎ 大阪発“地方分権改革ビジョン”に基づき、**道州制移行時に、全てが中核市並の権限を備えた市町村**となるよう、**現在、特例市並みの権限移譲**とそれに伴う体制整備を進めている
- ◎ 次のステップとして、広域自治体でなくては担えない事務を除く全ての事務の移譲  
= **中核市並みの権限移譲**を進めていく

- ◆ 関西圏の総力を結集し統一戦略のもと、産業政策やインフラ整備など広域機能を一体的に担う  
**関西州と、住民に身近な基礎自治体の自治体構造を実現**
- ◆ 検討にあたっては、大阪・関西経済圏の特性を踏まえて、中間的な広域自治体を置くことも考えていく

**工程イメージ図**  
**【従前】**



- 戦後、宮々と“**議論**”がなされてきたが道州制の実現に至らず…  
⇒ 地方の発意に基づき地方自らが新しい自治の仕組みを“**実践**”



**議論から実践の時代へ！**

- ◆ 大阪・関西から“**先駆的**”に取り組みを“**実践**”

**関西広域連合**

国出先機関の丸ごと移管

**大阪都**

大都市における  
広域自治体と  
基礎自治体のモデルを提示

関西州の実現時には

**関西の中核機能を担う！**

## < 道州制に関するこれまでの検討 >

時期	項目	概要
昭和32年	◎第4次地方制度調査会 「地方制度の改革に関する答申」	・府県を廃止し、全国を7から9の「地方」（国と地方公共団体の中間的団体）に再編し、官選の地方長を置く。
昭和56年	◎第18次地方制度調査会 「地方行財政制度のあり方についての 小委員会報告」	・現在の府県制度は国民の生活・意識に強く定着。広域的行政制度のあり方については、慎重に議論のうえ結論を得る <b>道州制に対する態度を白紙に戻す旨表明。「地方」制は棚上げ</b>
平成5年	◎臨時行政改革推進審議会 （第3次行革審） 「最終答申」	・現行の都道府県制に代わる <b>新しい広域的自治体制度（いわゆる道州制）の意義等について検討</b> を行う必要がある
平成15年	◎第27次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」	・現行の都道府県に代わる <b>広域自治体として道又は州から構成される制度の導入を検討</b> する必要
平成16年	◎地方分権改革推進会議 「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」	・ <b>道州制検討の必要性</b> を指摘
平成18年	◎第28次地方制度調査会 「道州制のあり方に関する答申」	・ <b>府県を廃止して道州を設置</b> ・区域は複数の都道府県単位が原則。都道府県等の意見を聞き法律で確定 ・県の事務は大幅に市町村に移譲 ・国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲 など
平成20年	◎道州制ビジョン懇談会 「中間報告」	・道州制担当大臣の私的懇談会として設置 ・ <b>道州制の導入に関する基本的な事項（道州制導入により実現される地域社会、経済社会等の姿、道州制の下における新しい国・地方の政府像など）を検討</b> ・「中間報告」をとりまとめ増田大臣（総務大臣兼務）あて提出（H20.3）
平成22年	◎地域主権戦略大綱（閣議決定）	・地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる「道州制」についての検討も射程に入れていく

概要

**\* 自民党：道州制推進本部道州制基本法小委員会を設置（H24.3）** ※総裁直属の道州制推進本部（H19.11設置）の下部組織

◎ 第1～3回小委員会（H24.4.26～5.15）

・道州制基本法案策定に向けての論点整理

◎ 第4回小委員会（H24.5.17） ※推進本部と合同会議

・道州制基本法案策定に向けてのヒアリング

⇒石井正弘（道州制推進知事・指定都市市長連合共同代表（岡山県知事））

◎ 第5回小委員会（H24.6.1）

・道州制基本法案策定に向けての論点整理（4回目）

**\* 公明党：道州制推進プロジェクトチームを設置（H24.3）**

◎ 第1回会合（H24.5.10）

・道州制の実現に向けて、道州制推進知事・指定都市市長連合共同代表の石井正弘岡山県知事と意見交換

**\* みんなの党：道州制への移行のための改革基本法案を国会に提出（H24.3）**

◎ 法の公布・施行後 7 年以内に道州を設置し、道州制への移行のための改革による新たな体制への移行を開始

◎ 法の公布・施行後 2 年以内に、政府は必要な法制上の措置を講ずる

**\* 「道州制推進知事・指定都市市長連合」を設置（H24.4設置）**

（構成）

・地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長 24名

（共同代表・発起人）

・岡山県知事 石井正弘、大阪市長 橋下徹

◎ 地域主権型道州制の実現に向けた要請書(H24.4.20)

⇒「道州制の導入に向けた基本的な理念や方針、工程などを定める推進法を、地方の意見を反映しつつ早期に成立させること」などを要望



< 関西広域連合の取組み～国の出先機関の受け皿～ >

◆ 国出先機関の丸ごと移管を提案

⇒ まず「近畿経済産業局」「近畿地方整備局」「近畿地方環境事務所」の3機関を移管へ



今後、閣議決定の上、法案提出の予定

< 大阪都に向けた取組み >

【大阪府市統合本部】

◆ 府市共通の課題に関して、行政として協議し、方針を決める場

※ 本部長 = 知事、副本部長 = 市長 / 本部員 = 副知事、副市長、事務局長、事務局次長

< これまでの主な議論（13回開催 H23.12.27 – H24.6.5） >

〔大都市制度関係〕

◎ 大都市制度推進協議会の設置準備 ◎ 大都市制度の知事市長案

〔広域行政・二重行政関係〕

◎ 経営形態の見直し ⇒ 地下鉄、バス、水道、下水道、一般廃棄物、消防、  
病院、港湾、大学、公営住宅、文化施設、市場

12項目

◎ 類似・重複している行政サービスの見直し

⇒ 出資法人（信用保証協会等）、公の施設（集客施設等）22項目

6月中の基本的方向性案のとりまとめに向け、現行制度に捉われず最適化を追求

〔府市共通課題関係〕

◎ 都市魅力戦略 ◎ エネルギー戦略 ◎ グランドデザイン ◎ 職員基本条例 ◎ 教育基本条例

## 基本方針

- ◎ 府内市町村においても、基礎自治体の役割を果たすため、  
**住民の生活をしっかりサポートできる十分な権限と財源**  
**総合的で専門性が高く、かつ行政運営を機動的に行える組織体制**



府内市町村を中核市並みの権限を担える基礎自治体へ

合併を選択する市町村については、自主的な市町村合併を推進

合併を選択しない市町村については、市町村どうしの広域連携により  
中核市並み権限を担える実質的な体制整備を図る



# 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」(H21.3)に基づき 市町村への権限移譲、体制整備を強力に推進

第1フェーズ: まずは、特例市並みの権限移譲  
H22～24で集中的に取り組む

第2フェーズ: 大阪府でなくては担えない事務を除く  
全ての事務の移譲

権限移譲の受け皿  
としての体制整備

これまでの進捗

## “全国1位” = 移譲条項増加数

平成22年4月 1,185条項  
取組開始 (全国8位)

平成23年4月 1,874条項  
(全国3位)

## “全国初”の取り組み

- 共同処理センターを設置 (23.10～)
  - 豊能地域 (池田、箕面、豊能、能勢)  
⇒福祉、生活安全、公害規制などの事務  
処理を開始 ※続いてH24.1から南河内地域で同様の取り組み
- 教職員人事協議会を設置 (24.4～)
  - 豊能地域 (豊中、池田、箕面、豊能、能勢)  
⇒小中学校の教職員の任命権にかかる事務  
処理を開始

第2フェーズへ

- 広域自治体でなくては担えない事務を除く全ての事務の移譲 = 中核市並の権限移譲  
道州制移行時には、全てが中核市並の権限を備えた市町村

### < 豊能地域における広域連携 >

・平成23年10月 共同処理の開始  
 全国初の機関の共同設置

#### < 事務処理方式 >

##### 集中処理

福祉分野の事務は豊能府民センターで集中処理を行う。

##### 分担処理

まちづくり、公害規制分野の事務は、池田市役所で分担処理を行う。

生活安全、子育て分野の事務は、箕面市役所で分担処理を行う。



### < 南河内地域における広域連携 >

・平成22年10月 「3市2町1村共同処理準備室」を設置  
 ・平成24年1月 共同処理の開始

#### < 事務処理方式 >

##### 集中処理

まちづくり分野、福祉分野等の事務は、南河内府民センターで集中処理を行う。

##### 分担処理

公害規制分野の事務は、河内長野市役所で分担処理を行う。

